

甲府市 ヤングケアラー支援方針について

○支援方針作成の目的

子どもたちが心身ともに健やかに成長する大切な時期に、必要とされる教育や育ちへの深刻な影響がある。
⇒ ヤングケアラーへの支援は、喫緊に取り組むべき課題と認識

これまで

ヤングケアラーの対応は、ヤングケアラーが置かれている状況に応じ、教育・子ども・福祉部門など関係部署等が必要に応じて連携した対応
⇒ 一方で、定義などに様々な解釈や考え方があることも事実

支援方針

ヤングケアラー支援について、関係部署が、ヤングケアラーに対する「共通認識」を持った上で一体となり、適切かつ総合的な対応を図る

誰一人取り残すことなく年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援

甲府市子ども未来応援条例

子どもたちが自ら夢や希望に向かい、いきいきと自分らしく健やかに成長する環境を整備する中で、未来を担う社会の一員として自立することを応援

○ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、法律上の定義はありませんが、国の支援マニュアルでは、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」としております。

本市においては、山梨県の支援ガイドラインと同様に、「本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども」をヤングケアラーと呼びます。

○ヤングケアラーの支援における課題

県が実施したヤングケアラーの実態に関する調査結果や、国等が実施・公表している調査研究結果を整理する中で、ヤングケアラーの支援について、次の事項を課題とした

①社会的理解の促進

○子どもの中には、家族のお世話をしているものの、現状が当たり前だと思っている。
○大人については、ヤングケアラーという言葉の認識はあるものの、内容については認識されていない方もいる。

本人や家族とともに、周囲の大人が理解を深めることが課題

(課題から見えること)

- ① ヤングケアラーに対する社会的理解を促進し、多くの気づきから支援につながる社会環境を整えることが必要

②ヤングケアラーの早期発見

○ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題。
○本人や家族に自覚がなく、表面化しにくい。

潜在化しがちな実態を把握し、早期発見につなげることが課題

(課題から見えること)

- ① 児童生徒と接する機会の多い学校現場での早期発見が必要
- ② 子ども支援・福祉サービスなどの部門や関係機関と連携した早期発見が必要
- ③ ヤングケアラー本人や家族、周囲の大人が相談しやすい環境整備が必要

③支援体制の推進

○ヤングケアラーの問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化している。

一体的に対応していくことが課題

(課題から見えること)

- ① 教育・子ども・福祉といった様々な部門や関係機関が連携し、適切な支援につなげることが必要
- ② 日頃から地域住民の様々な相談に応じている団体等との連携が必要

④支援の継続性

○一定の年齢に達したことで支援が終了するのではなく、支援の必要性での観点が大切。

切れ目なく継続支援することが課題

(課題から見えること)

- ① ヤングケアラーの年齢を超えた青年期の若者についても、社会的な自立に向けた支援が必要

○支援方針における基本的な考え

「子ども未来応援条例」に掲げている、子どもの未来を応援する基本理念のもと、課題としてあげた「①社会的理解の促進」「②ヤングケアラーの早期発見」「③支援体制の推進」「④支援の継続性」について、ヤングケアラーが置かれている状況が様々であることを踏まえる中で、教育、子ども、福祉などが実施している支援が行き届くよう、関係部署等が連携した包括的な対応を行う。

○支援方針

①社会的理解の促進

●ヤングケアラーについて、「子どもが気軽に相談できる環境」や「周りの大人の気づき」などにつながる社会環境を整えるため、わかりやすい啓発を行います。

- ・関係団体等との連携を通じ、効果的にヤングケアラーの社会的理解の促進を図ります。
- ・適切かつ総合的な支援に対する共通理解を図るための研修を実施し、ヤングケアラーの発見から支援へのつなぎ等に対する理解促進と人材育成を図ります。

②ヤングケアラーの早期発見

●学校現場では、「ヤングケアラーがいる可能性があることを想定」する中で教育活動を行うとともに、学校生活に影響が出ている児童生徒を調査するなど、早期発見に努めます。

- 子ども支援や福祉サービスなどの日々の業務を通じて、「ヤングケアラーがいる可能性があることを想定」する中で業務に取り組み、関係機関とも連携する中で、早期発見に努めます。
- ヤングケアラーの早期発見などにつなげるため、「より分かりやすく相談しやすい総合相談窓口」を設置します。

③連携による支援と庁内推進体制の整備

●総合相談窓口が中心的役割となり、関係部署や関係機関が連携し、一体となって適切かつ総合的な対応を図ります。

- 「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置するなど、専門的な知見により、適切な支援に円滑につなげます。
- 複合的なヤングケアラー問題に対し一体的に対応を図るため、庁内推進体制を整備します。
- 民生委員・児童委員など地域の関係者や団体等と連携し、社会全体で子どもたちを支えます。

④実態に応じた支援の継続

●ヤングケアラーの問題が解消せず、大学等への進学や就職などへの影響が懸念される青年期に入ったケアラーについても、実態に応じて切れ目なく、継続して支援を行います。